

調査審議に係る説明資料

(駐留軍用地跡地の有効利用の推進)

沖縄21世紀ビジョン基本計画等 検証シート（案）

将来像	III 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		
基本施策番号・名称	3-(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
成 果 指 標		成 果 指 標	
		目標値(R3年度)	基準値
主な予算事業			実績値
政策ツール			達成状況
事業・取組 (事業年度)	事業の種別 (うち国費)	事業の概要	
「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」策定(H24)	県事業 ソフト交付金	嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用について、広域的な視点から方向性を示す構想の策定	目標値 策定
跡地利用計画策定に向けた取組 (H24～R3)	市町村事業 ソフト交付金 他	駐留軍用地の跡地利用計画策定に向けた調査等	実績値 策定済
大規模駐留軍用地跡地利用推進費等 (H24～R3) (企画部)	県事業 ソフト交付金	普天間飛行場の跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討の実施	達成状況 達成
駐留軍用地跡地利用推進経費 (H24～R3) (内閣府)	国事業 補助事業他	市町村の跡地利用の取組支援など、駐留軍用地の跡地利用を推進	達成状況 達成
基地内埋蔵文化財分布調査(H24～R3) (教育厅)	各省計上	駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査に取り組む	進展遅れ 見送った
背景・要因の分析			
(1)跡地利用計画等の策定 【進展】			
返還予定の基地所在市町村においては、ソフト交付金、国事業等を活用し、計画策定検討調査等が行われている。 平成26年に返還された西普天間住宅地区跡地については、平成27年度に跡地利用計画が策定(平成30年4月に一部見直し)され、平成30年度返還予定とされるキヤンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)については平成30年度に跡地利用基本構想、2024年度以降に返還予定の牧港補給地区については平成24年度に跡地利用基本計画と、返還時期を勘案しつつ策定に向け取り組んでいる。			
(2)立入調査・測量、土地の取得 【進展遅れ】			
平成27年の環境補足協定の締結以降、立入許可が下りづらくなっているが、普天間飛行場(平成29年度・沖縄県)やキャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)、平成29～30年度・北谷町)など、調査が認められた事例もある。			
ⅰ 土地の取得 【進展遅れ】			
平成24年に駐留軍用地推進法で創設された土地の先行取得制度により、ソフト交付金を活用するとともに、譲渡所得の特別控除(最大5千万円)による土地売却者の税負担軽減が図られ、一定の公共用地の確保に取り組んでいる。			
返還時期の到来までは取得状況が緩やかであるため、平成29年度時点で目標値101haに対し54.6haと、約54%の達成状況となっている。			

沖縄21世紀ビジョン基本計画等 検証シート（案）

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して					
基本施策番号・名称	3-(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進					
政策ツール		背景・要因の分析				
主な予算事業			(3) 基盤整備			
事業名 (事業年度)	事業の種別	事業費 (うち国費)	事業の概要	目標値	実績値	達成状況
跡地利用を推進するための公有地の拡大 (H25～R3)	県事業 ソフト交付金	6,193百万円 (5,530百万円)	駐留軍用地の跡地利用に必要な道路用地等の先行取得を行う	102.5ha	54.6ha	進展遅れ
	市町村事業 ソフト交付金	25,325百万円 (20,050百万円)		※令和3年度までの目標値	※ 平成25年度～平成29年度の実績計	
沖縄健康医療拠点整備経費 (H30～R6) (内閣府)	国事業	305百万円 ※ 実績ベース	西普天間住宅地区跡地において、琉球大学医学部・同付属病院の移設を核とした沖縄健康医療拠点の整備を推進			
ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業 (H28～R2) (土木建築部)	県事業 ハード交付金	715百万円 (238百万円)	ギンバル訓練場跡地における防護、環境、利用の調和のとれた海岸整備	【H30年度】 護岸・突堤基礎部	【H30年度】 護岸基礎部	進展
税制等		基減措置の名称		適用数量・金額 (24～29年度)	目標値(33年度)	達成状況
沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業にかかる所得控除		1,271件、29,270百万円		102.5ha	54.6ha取得(H29年度末)	
				※適用実績の把握が困難なため、県・市町村等への土地の売却件数及び売却額を記載	※県と市町村が特定事業の見通しで定めた取得予定面積の計	

沖縄21世紀ビジョン基本計画等 検証シート（案）

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		
基本施策番号・名称	3-(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
政策ツール			背景・要因の分析
努力義務・配慮義務・特例措置等			
沖縄法等条文番号・見出し	実施主体	成果(例)	
跡地利用特措法 26条	拠点返還地の指定 内閣府	平成26年に西普天間住宅地区を拠点返還地に指定	
跡地利用推進法 10条、29条	給付金、特定給付金 の支給 防衛省	○給付金：アワセゴルフ場地区、西普天間住宅地区等 土地所有者等に対し、返還後、土地の引渡しの翌日から3年の範囲で支給 (支給額：賃借料相当額、支給上限額：1,000万円/年) ○特定給付金：アワセゴルフ場地区 給付金支給期間中に、土地区画整理事業の認可がなされた場合、給付金に引き続き支給 (支給額：賃借料相当額、支給上限額：1,000万円/年)	
沖縄法95条 跡地法4条2項	資金確保 ※ 沖縄公庫	小禄金城 融資実績額 5,191百万円、融資件数 284件 (H24～H30 760百万円、融資件数 59件) ハジビー・美浜・桑江伊平 融資実績額 31,088百万円、融資件数 387件 (H24～H30 20,877百万円、融資件数 165件) 那覇新都心 融資実績額 37,363百万円、融資件数 653件 (H24～H30 3,641百万円、融資件数 217件) アワセゴルフ場(ライカム) 融資実績額 35,925百万円、融資件数 224件 (H24～H30 35,925百万円、融資件数 224件)	

※実績額は、事業系融資のみ掲載

要概

- 給付金の始期は、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して駐留軍用地跡地ごとに政令で定める期間

Q&A

給付金及び特定給付金は「いつ」「誰に」「どのように」申請すればよいのですか?

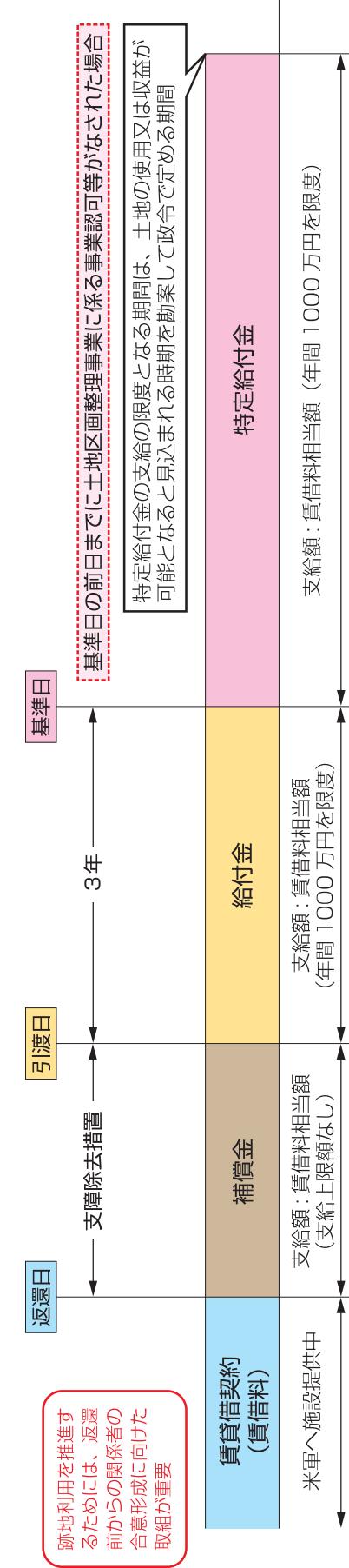
給付金及び特定給付金は、土地が引き渡された日以後引き続き土地を使用せず、かつ、収益していなければ支給されません。引き渡された土地を使用せず、収益せらず、又は処分しなかった場合は、引渡日の翌日から1年ごとに区分した各期間の終了後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。

なお、引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した場合は、土地を使用し、収益し、又は処分した日以後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。

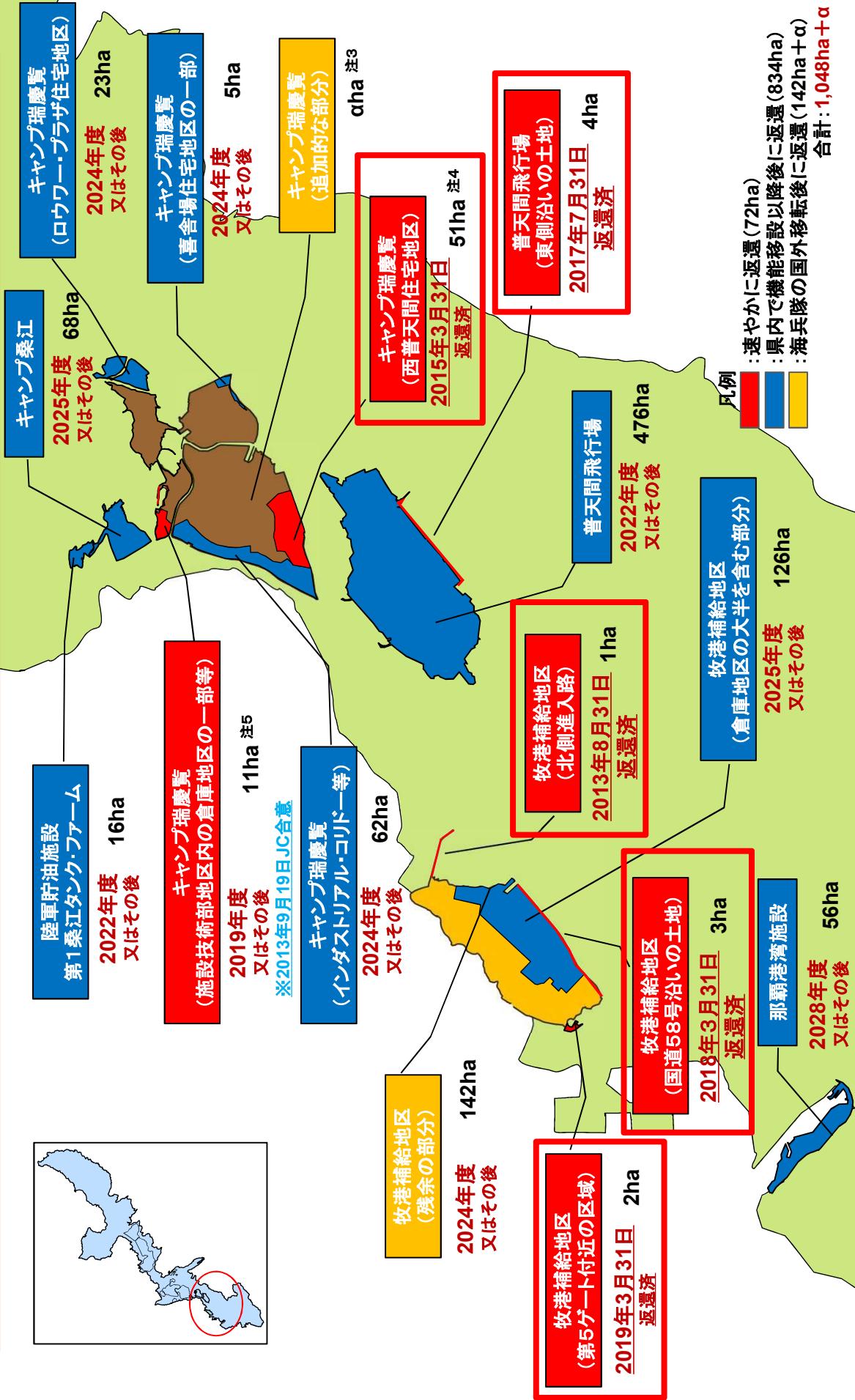
Q2 土地を「使用せず、かつ、収益していない」とは、どのような場合を指すのですか？

土地を使用もしておらず、土地による収入も得ていない場合を指します。
土地の賃借、売買、譲渡した場合や所有者が農地や宅地等として土地を使用した場合は、「使用せず、かつ、収益していない」には当たらないので、
給付金は支給されません。

*※ 給付金制度に異議申し立ては、沖縄防衛局においては、



統合計画（嘉手納飛行場より南の土地の返還）



注1: 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた進展により遅延する場合がある。

2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位(ha)未満を四捨五入しているため符合しないことがある。

3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

4: キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区) の返還面積については、統合計画において5haとしていたが、実測値を踏まえ5.1haとしている。

5: キャンプ瑞慶覧 施設技術部地区内の倉庫地区の一都等) の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、平成25年9月のJC返還合意では、11haとしている。